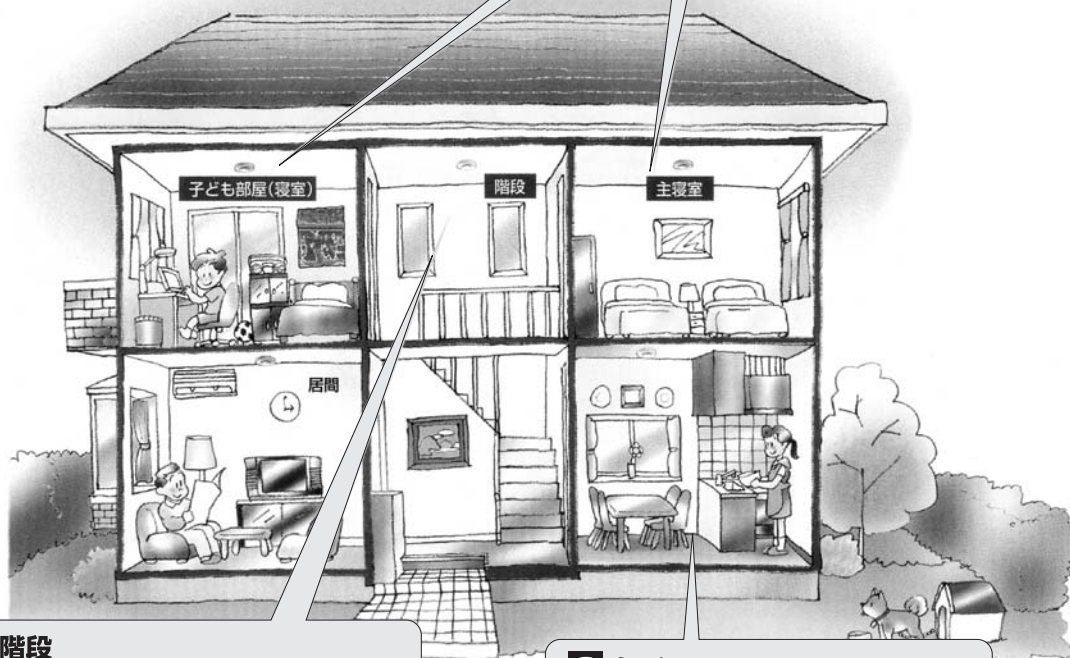


住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

消防法が改正され、平成23年5月31日までに全ての住宅用火災警報器を設置することが義務づけられました。

●住宅のどこに設置するの？



1 寝室

就寝に使用する部屋の天井又は家部面に設置します。

2 階段

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊場の天井又は壁面に設置します。
(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)の階段は除く。)

3 台所

できるだけ設置することが望ましい(努力規定)となっています。設置にあたっては熱感知式のもののが効果的です。

●取り付け位置は？

〈天井の場合〉

▼壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

▼^{はり}梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。

▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。

〈壁面の場合〉

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。

住宅用火災警報器を
選ぶポイント

住宅用火災警報器のうち感度や警報音量などの基準に合格したのものには、日本消防検定協会の鑑定マーク(NSマーク)がついています。購入の目安として右のマークが付いているものを選びましょう。

